

ヒアリングにおける各団体提出資料 目次

①一般社団法人国立大学協会	P. 1
②一般社団法人公立大学協会	P. 3
③全国専修学校各種学校総連合会	P. 5
④日本教職員組合	P. 9
⑤公益社団法人全国学校栄養士協議会	P. 13
⑥全日本教職員組合	P. 19
⑦公益社団法人日本図書館協会	P. 23
⑧日本高等学校教職員組合	P. 33
⑨全国都道府県教育委員会連合会	P. 39
⑩全日本教職員連盟	P. 45
⑪日本私立大学教職員組合連合	P. 47
⑫全国大学高専教職員組合	P. 77
⑬全国養護教諭連絡協議会	P. 81

平成29年10月13日

一般社団法人国立大学協会

第3期教育振興基本計画は、我が国の教育政策を総括し、計画期間である平成30年度からの5年間のみならず、その後の教育振興政策にも引き継がれる重要な計画であるものと認識している。本計画の審議経過報告は、初等教育から高等教育における現状と課題及び社会の活力や持続可能な成長を確かなものとするための要件を多角的に述べているものである。本計画が実効性のあるものとなることを強く期待し、以下のとおり意見を述べる。

基礎研究そのものを強化する観点について

第1部、第2部を通して、イノベーションを牽引する人材を育成するという観点から研究力の強化について言及しているものの、一方で高等教育における基礎研究及びそれを担う次代の研究者育成の重要性が見えにくくなっている。高度な研究力は高等教育の基盤であるため、基礎研究そのものを強化する観点をイノベーション創出の観点と分けて記載すべきである。また、その具体的な施策としては、大学の基盤的経費や研究者個人への助成の確保・充実を図ること等が挙げられる。知識集約型の経済活動がもたらす付加価値が成長の大きな要素であるとして、いわゆる「出口志向」の研究が注目されがちであるが、それも真理の探究を目的とする深く幅広い基礎研究の成果の上に発展するものであることを忘れてはならない。

人材育成におけるダイバーシティの観点について

我が国の高等教育システムにおいては、ダイバーシティ、特にいわゆる理系女子や女性研究者の育成に向けた取組（例えば、理工系人材育成に関する産学官円卓会議による「理工系人材育成に関する産学官行動計画」等）が進められているところであるが、第1部、第2部を通して、女性の人材育成については、主にリカレント教育の観点からの記述となっている。女性の活躍を拡大することは、男女共同参画社会の理念から当然の要請であるのみならず、イノベーションの創出と持続可能な社会の発展実現のために極めて重要であることから、リカレント教育に限らず、高等教育システムにおける女性の人材育成について記載すべきである。

「第1部 我が国における今後の教育政策の方向性」について

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する（イノベーションを牽引する人材の育成）

大学院の博士後期課程定員未充足による研究者の減少が論文数の低下を招き、日本の研究力の低下を引き起こしていることについて言及するべきである。また、その点を踏まえて、第2部の「目標（8）イノベーションを牽引する人材の育成」の「○ 大学院教育改革の推進」等の施策をより充実させるべきである。

5. 教育政策推進のための基盤を整備する（教育政策推進の基盤）

現在の危機的状況、特に大学の財政基盤の劣化について明確に記載するべきである。また、その点に関する目標・施策を第2部において明示するべきである。

「第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群（案）」について

目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

- ・ 測定指標候補として、「英語による授業を実施している大学の数及び割合の増加」が挙げられているが、グローバル化は英語化と同義ではないことや、学部と大学院の違いにも考慮すべきである。
- ・ 優秀な外国人留学生を確保し、内なる国際化を推進するための施策が「奨学金等の経済的支援、外国人留学生に対する企業と連携した就職支援等」だけでは弱い。大学が教育・研究力を高め、外国から見て魅力的な存在になることが肝要である。

目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応 及び 目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

目標（14）に「教育費負担の軽減」のための取組として奨学金制度や授業料免除の充実があり、目標（18）に「私立学校の基盤的経費に対する公財政支援」が記載されている一方で、「国立大学の公財政支援」については言及されていない。「国立大学の基盤的経費である運営費交付金の充実」についても記載が必要である。

目標（20）持続的な高等教育システムの構築

地方創生の理念を踏まえた施策の検討が必要である。

以 上

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」
に関する意見

平成 29 年 10 月 17 日
一般社団法人公立大学協会

標記の「審議経過」は、2030年以降のわが国の社会状況の変化を展望したうえで、教育政策の目標と施策に関する重要な方向性を、エビデンスとなる測定指標候補とともに示しており、公立大学協会としても、関係の施策を中心に真摯に受け止めているところです。

全国 89 の公立大学は、地方公共団体が設置する大学として、経済環境の厳しい地域における教育機会の確保、あるいは弱体化する地域コミュニティの再生のための研究など、公共性の高い教育機能を果たしています。

ここでは、計画の今後の審議に向けて、地域における持続的な高等教育システムの構築に責任を果たす立場にある公立大学として、国公立の各機関の役割分担を踏まえながら、特に以下の4つの課題を挙げたうえで、今後の審議の方向性について意見を述べます。

1 意欲と能力のある若者への高等教育機会の確保

公立大学の多くは進学率の低い地方に立地するほか、公立大学生の家庭の経済状況については、国立大学及び私立大学と比較して所得が低い状況にあり（日本学生支援機構「平成 26 年度学生生活調査」）、すべての意欲と能力のある若者に対し、家庭の経済状況や地理的条件にかかわらず質の高い高等教育を受ける機会を提供することが、公立大学の重要な役割となっています。

そうした学生に対する支援については、設置自治体の努力による授業料減免の措置も行われておりますが、厳しい地方財政事情の下で、国立大学と比較して十分なものとは言えません。学生支援はオールジャパンで行われる必要があり、設置形態にかかわらず学生支援策を充実させる必要があります。

2 計画的な施設整備の必要性

審議経過に掲げられた「安全・安心で質の高い教育研究環境の整備」に関しては、大学施設の「計画的な老朽化対策」は公立大学にとっても重要な課題であり、国立大学法人と同様に、中長期的な計画を作成したうえで、着実に実施する必要があります。

3 大学の経営力の強化の必要性

「持続的な高等教育システムの構築」については、公立大学においては法人化等により、自主自律的な運営が可能となる環境が整備されてきました。今後は、

こうした制度の下で、予算・人事等の弾力的な運用を行い、財政基盤の確立を図りながら、民間的発想によるマネジメントによって魅力ある教育研究を展開していかなければなりません。

そのためには、特に、社会との関係強化をはかるための評価の充実と効率化、複数の評価制度の連携などを積極的に進めるとともに、公立大学の実態に即した経営支援環境の構築が求められます。

4 教員・学生の流動性の向上

経済社会の急速な変化に対応した教育を提供するため、教員、学生の流動性を高めることが求められています。公立大学は地域における学生の学びを重視し、そうした学びの経験交流の機会を積極的に作っていますが、全国的な学生の交流システムの構築も将来的な課題としています。このような動きへの積極的な支援が必要です。

こうした諸課題を念頭において、公立大学の設置自治体は、独自に教育振興に関する基本的な計画を作成し、地域の高等教育政策や公立大学政策に関し、積極的な方向性を示していかなければなりません。しかしながら、そうした政策に関しては、多くの地方公共団体でいまだ成熟への途上であり、地域の産業界等とも連携しながら、その専門性を培っていく必要があります。

国が定める教育振興基本計画は国全体の政策の方向性を指し示すものであると同時に、地方公共団体が定めることとなる計画の参考となるものであり、地方の高等教育、とりわけその中核を担う公立大学の振興を推し進める方向が明確になるよう、さらに審議を深めていただくことを強く要請いたします。

以上

平成 29 年 10 月 17 日

中央教育審議会 会長
教育振興基本計画部会 部会長 北山 禎 介 様

全国専修学校各種学校総連合会
会長 小林 光 俊

「第 3 期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に対する意見

貴部会にて、平成 30 年度から 5 カ年間の表題の計画策定を目指し、精力的に審議しておりますことに敬意を表します。また、このたび審議経過を取りまとめ、関係団体として本会にヒアリングの機会を設けていただいたことに感謝を申し上げます。

本会の運動方針では、今後の実質的学び直し機関の役割を果たす観点から、専修学校及び各種学校（専修学校等）の振興に不可欠な重点目標として、次の 3 つの柱を掲げています。

- ① 「専門職大学」及び「専門職短期大学」（専門職大学等）独自の設置基準等の策定の実現、制度創設後の広報・周知の充実
- ② 専修学校等制度の充実・改善に必要な方策の実現（先導的な認定制度「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進に向けた取組）の強力な推進
- ③ 教育の質保証、情報公開、法令遵守等に向けた取組の推進

他方、本年 6 月 9 日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2017」、「未来投資戦略 2017」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」では、職業教育・キャリア教育の推進、人材育成及び人材投資の充実、また、専門職大学等及び専修学校等の振興等に関連する提言を数多く取り上げています。

専門職大学等が開学し、専修学校等をはじめ既存の教育機関が総じて、産学官の連携等を通じて職業教育・キャリア教育を推進することが重要となる第 3 期にあっては、まさしく本審議経過が教育政策の中心課題に位置付ける「一人一人の『可能性とチャンスの最大化』」の視点に立ち、個々の基本的な方針及び目標と施策群が整理されるよう、以下に本会としての「基本計画の策定に向けた全体的な意見」及び 5 つの「基本的な方針」ごとの意見等を申し述べます。

「基本計画の策定に向けた全体的な意見」について

- 専門職大学等の開学を目前にひかえた中で各基本的な方針を実現するため、相互に乗り入れることが可能な、いわゆるアカデミック・ラインとプロフェッショナル・ラインの 2 つの教育体系が確立する重要な教育改革がなされたことを明記すること。
- 国・地方自治体は、職業教育・キャリア教育を担い、我が国の持続的な発展に資する社会人等の学び直し機関としての専修学校等の重要性について、児童生徒、保護者、各教育段階の教職員をはじめ広く社会に発信し、個別の諸施策（多様な分野の高度専門人材や地域活性化人材の育成、地域及び種々の教育活動や子ども体験活動等）において専修学校等の教育資源を活用すること。

- 生涯学習の成果の適切な評価、社会人の学び直しによる職業能力の客観的な評価又学びに対する企業側の理解促進や仕事への円滑な接続等を推進するためには、学んだ知識・スキル、醸成したコンピテンシーを可視化する仕組みが重要であり、諸外国で整備が進んでいる教育制度上の学位及び職業資格又は能力等の階層的な対応関係を明確化する「国家学位・資格枠組み（National Qualification Framework：NQF）」を、文部科学省が主導して教育界及び産業界を交えて各省横断的に検討し、具体的な制度の構築を推進すること。

「1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」について

- 目標（1）「確かな学力の育成」では、アカデミック・ラインに向かう『確かな学力』のみに偏重することなく、子どもたちが自らの夢とする職業に向かって努力して習得した3つの柱（「何を理解しているか・何ができるか」「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」）の成果に対しても、丁寧かつ的確な評価を実施すること。
- 目標（1）の『高等学校教育改革の推進』の『社会において必要となる基礎的な知識や技能等に関する指導も含めた生徒の多様な学習ニーズへのきめ細かな対応の充実』では、学習指導要領によらず社会的・職業的な自立に向けた職業教育を実践する高等専修学校を積極的に活用すること。
- 目標（4）「問題発見・解決能力の修得」の『学生の学びの質を向上させるための基盤整備』に関して、「我が国の高等教育に関する将来構想について（諮問）」は、高等教育全体の将来構想（①機能の強化に向け早急取組むべき方策、②学修の質の向上に向けた制度等の在り方、③地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方、④改革を支える支援方策等）を総合的に検討、適時見直しを求めているため、専門職大学等による改革及び専門学校、特に「職業実践専門課程」における質の保証・向上に向けた取組に対する国・地方自治体による公的支援の制度化・拡充も検討すること。
- 目標（5）「社会的・職業的な自立に向けた能力・態度の育成」の『各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進』では、特色ある生涯学習の機会を提供する各種学校の取組も推進すること。

「2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」について

- 目標（7）「グローバルに活躍する人材の育成」の『外国人留学生の受入れ環境の整備』では、留学を希望する者が何れの高等教育機関に進学する場合でも公平かつ同等な奨学金等の経済的支援を講じること。また、母国への技術移転の進展や日本国内での高度専門人材の確保のため、専門職人材として育成された各分野の専門学校留学生の日本国内での就労の在留資格を認めること。

「3. 生涯学び、活躍できる環境を整える」について

- 企業等が社会人の学び直しに協力して生涯を通じた学びを推進し、また、各地域の産業界が求める専門人材の育成を進めていくために、他省庁と連携し各省庁が実施する支援措置についても積極的に情報発信すること。

- 目標（１０）の『女性活躍推進のためのリカレント教育の強化』の『各種の認定教育プログラム等を活用した能力開発』では、受講者の負担軽減等を考慮して、「職業実践専門課程」とは別に教育訓練給付の対象となり得る、専門学校が行う短期的かつ実践的な質の高い教育訓練プログラムを文部科学大臣が認定する制度を創設すること。
- 目標（１０）の『生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備』では、検定試験の質の向上を含め『学習成果の活用に資する取組』を実効性あるものとするため、特に職業能力開発・雇用政策に係る労働行政との緊密な連携を明記すること。
- 目標（１２）の（測定指標候補）には、『経済的な支援の実施』での『教育訓練給付なども含め、関係省庁が連携して経済的な支援制度の利用促進を図る』との記述を踏まえ、教育訓練給付（専門・一般の別、教育訓練分野の別、実施方法の別等）の指定講座数や受給者数についても留意すること。

「４．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」について

- 目標（１４）の（測定指標候補）のうち『高等学校等進学率』や『大学等進学率』は、特定の学校種への進路選択を優先するものと誤解を招かないようにするため、『後期中等教育機関への進学率』や『高等教育機関への進学率』と修正すること。
- 目標（１４）の（参考指標候補）のうち『大学進学率の地域間格差』は、本指標だけが家庭の教育費負担に伴う地域間格差を示すとは限らないため、また、特定の学校種への進路選択を優先するものと誤解を招かないようにするため削除すること。
- 目標（１４）の『教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援』の『高等学校段階』も上記と同様の理由から『後期中等教育段階』に修正すること。
- 目標（１４）の『教育へのアクセス向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援』での『意欲と能力のある学生等が経済的理由により（高等教育段階）への修学を断念することなく安心して学べるよう』、『貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与、給付型奨学金制度や所得連動返還型奨学金制度』など学生本人への経済的支援の充実に加え、経済的理由を抱える学生に対する授業料減免措置など高等教育機関、特に私立専門学校が個別に行う取組に対して、国・地方自治体は支援措置を講じること。
- 目標（１４）の『教育へのアクセス向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援』で『人材への投資を抜本強化するための改革』を検討する際は、経済的支援の実施による人材供給の増加や生産性の向上など投資効果も検証すること。
- 目標（１４）の『地域の教育資源の活用』で『高校生への（学習）支援を全国展開する』場合、同じ後期中等教育段階で経済的な理由等を抱える世帯が多い高等専修学校（大学入学資格付与の指定校）の生徒も対象とすること。
- 目標（１５）の『高校中退者等に対する支援』で高等学校卒業程度の学力の習得を希望する者への『学習相談・学習支援を促進する』場合、高等学校の定時制課程・通信制課程等への進路選択に加え、社会的・職業的な自立に向けて多様な職業教育を実践する高等専修学校（大学入学資格付与の指定校）への進路選択も盛り込むこと。また、学習相談・学修支援を行う前提として、教育委員会その他関係機関は、高等専修学校制度を理解するための取組を推進すること。

「5. 教育政策推進のための基盤を整備する」について

- 目標（16）の『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上』での『養成段階』、『採用段階（初任者研修・管理職研修）』及び『教員免許更新制』の研修・講習においては、本審議経過が教育政策の中心課題にすえる『可能性とチャンスの最大化』に関わる項目として、キャリア教育・職業教育の在り方、教育体系の複線化、高等専修学校及び専門学校への進路指導の意義を含む専修学校等の制度等に関する内容を必須として盛り込むこと。また、『教員一人一人の能力や業績』の評価は、一人一人の児童生徒の能力や可能性を伸ばす教育指導・進路指導等を重視する基準とするよう明記すること。
- 目標（18）の『私立学校の教育研究基盤の強化』の『基盤的経費等の公財政支援その他の施策』について、全ての地方自治体において職業実践専門課程の質の保証・向上の取組に対する運営費の公的助成措置の実施を推進すること。
- 目標（19）の『学校安全の推進』の『教職員が各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修』について、新たに日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となった高等専修学校の教職員を対象とすること。
- 目標（20）の『地方においては小規模な大学が多く経営悪化が懸念される状況』は専門学校も同様であり、『教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革により、特色ある「足腰の強い」大学づくりを推進』する場合、地域の重要な教育資源かつ実践的な職業教育機会の提供機関である専門学校についても同様の方策を推進すること。

以上

2017年10月17日

中央教育審議会教育振興基本計画部会
部会長 北山 禎介 様

日本教職員組合
中央執行委員長 泉 雄一郎

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に係る意見

日ごろより、教育の発展のためにご尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、中央教育審議会教育振興基本計画部会で審議されている「第3期教育振興基本計画」については、今後5年間の教育施策の基本となる重要な計画であると認識しています。「審議経過」では、教育の普遍的な使命をふまえた方向性が示され、具体的かつ適切な施策が期待されます。

日本教職員組合は、子どもの学びを支える観点から、教育条件の整備・充実をはかるために、教育振興基本計画を5年間で達成する「財政計画」と位置づける必要があると考えます。とりわけ、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元、30人以下学級の実現などについては、具体的な年次計画が必要です。

日本国憲法・子どもの権利条約・障害者権利条約などにもとづき、子どもの姿や教職員の超勤・多忙など学校の現状をふまえた目標・施策が策定され、子どもたちのゆたかな学びを保障する「第3期教育振興基本計画」となることを期待しています。

つきましては、今後の教育振興基本計画部会において、次の事項についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用について

実施から10年経過した全国学力・学習状況調査については、毎年同様の傾向が報告されており、もはや毎年悉皆で調査を行う必要はありません。国が状況を把握することを目的に、数年に一度の抽出調査に見直し、少人数学級の推進・教育予算等、教育条件整備の改善をすすめるために分析・活用する必要があります。

また、点数向上対策として事前練習が行われている実態があり、子ども・学校現場に与える負担・ストレスは大きくなっています。調査時間・実施方法・結果公表など調査のあり方を抜本的に見直す必要があります。さらに、「話すこと」を含む英語調査は、子どもと学校現場のさらなる負担となることから、導入を見合わせる必要があります。

○高等学校教育改革の推進について

「高校生のための学びの基礎診断」の導入によってPDCAサイクルを確立することは、各高校の教育課程の画一化、授業は「基礎診断」対策中心となることが想定されるなど、生徒の実態に応じたきめ細かな教育活動に支障をきたすことが懸念されます。誰もが安心して学ぶことのできる環境整備や、高校生の学びを十分保障する施策を優先させる必要があります。

○いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進について

権利を保障された子どもは、他の子どもの権利も尊重します。そのような関係づくりこそ、すべての子どもが、安心して学び、育ち合う学級づくり、学校づくりにつながります。いじめ・問題行動等の解消にむけて必要なことは、それらに対応する組織づくりや、出席停止・懲戒などではなく、子どもの権利条約の具現化や人権教育の推進です。いじめ・問題行動等の背景となるさまざまな社会的問題や、子どもの人権が保障されていない状況を解決する必要があります。いじめを受けている子どもの救済システムづくりを専門家とともにすすめる必要もあります。そのための教育条件整備が急務です。

○主権者教育の推進について

主権者は、今ある社会を肯定し、受容するだけではなく、今ある課題の解決にむけて、社会をよりよく変えていく形成者である必要があります。子どもも主権者です。選挙のための有権者教育ではない主権者教育を教科・自治的諸活動など学校全体で推進する必要があります。また、家庭・地域・関係省庁との連携のもと体験的な学習も重要です。

○各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進について

キャリア教育・職業教育の推進とともに、労働者の権利について、すべての子どもが、各学校段階で体験的に学ぶ必要があります。労働教育のカリキュラム開発等への支援が必要となります。

○英語をはじめとした外国語教育の強化について

教科としての小学校外国語については、中学校で学ぶ内容を小学校高学年に前倒しするのではなく、体験的な学びとなるよう工夫が必要です。新たに加わった内容の教材、教具、設備等の条件整備にかかわる予算を確保する必要があります。「主体的・対話的で深い学び」等に対応するためには、教職員の定数増などの人的措置を確実に行う必要があります。教育条件整備を地方に任せるのではなく、国の責務として行うことを強く求めます。

また、「大学入学共通テスト」で実施される「英語」については、大学入試センターが認定した民間の試験ではなく、2技能であっても共通テストで行うことが適切です。民間の試験等の活用については、受験費用、受験機会、地域格差など公平性について多くの懸念があります。

○障害者の生涯学習の推進について

生涯学習については、教育基本法第3条に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とあります。つまり生涯学習は、障害の有無にかかわらず普遍的なものであると考えます。しかし、障害者については「自らの可能性を追求しつつ」、「能力や可能性を最大限の伸ばし」と記述されています。このことによって、障害者にとっての生涯学習が、限定的なものになってしまうことを危惧します。社会や地域の一員として豊かな人生を送ることを強調する必要があります。

○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援について

OECD34 カ国中 31 カ国では、公立高校は無償であり、日本のような所得制限はありません。子どもの権利条約、国際人権規約にもとづき、子ども自身が権利主体であり学習権が保障されているからです。保護者の所得は関係ありません。日本国憲法第 14 条にも「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあります。高校授業料無償制への復元は急務です。継続的な就労や自立のためにも、高校卒業を保障する必要があります。

○特別支援教育の推進について

障害者権利条約、障害者差別解消法をふまえ、インクルーシブ教育を推進するための条件整備をすすめる必要があります。障害の有無にかかわらず、地域や学校でともに学ぶことができるよう、合理的配慮等の条件整備をすすめる必要があります。

○教職員指導体制・指導環境の整備について

子どもたちのゆたかな教育環境実現のためには、教職員定数の改善をはかる必要があります。具体的には、小学校から高校までの 30 人以下学級の実現にむけて、当面、基礎定数による小学校 2 年生以上の 35 人以下学級の早期実現が必要となります。

また、授業準備等の時間を確保するため、教員の持ち授業時数の削減にむけ、専科教員等の導入が重要になります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等については、子どもが成人するまでの生活基盤を整える観点から、小中のみならず高校への各校配置が急務です。

さらに、学校における働き方改革に関する総合的な方策については、早急に現場実態にもとづく実効性のあるものを具体的に検討し、教職員の超勤・多忙解消に資する必要があります。

○これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

教員免許の更新制については、早期廃止を含めた養成・採用・研修の一体改革となる法改正を行う必要があります。一方で、特別免許状の活用等による多様な人材確保については、教員免許制度の根幹に関わることから慎重に対応する必要があります。

また、教員評価と処遇への反映については、一部の教員ではなく、教員全体のモチベーションがあがり、学校組織の活性化に資する必要があります。

○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進について

学校施設については、非構造部材を含むすべての耐震化工事を早急に完了するための方策を検討する必要があります。また、学校施設に使用されているアスベスト材については、子ども・教職員の健康を最優先し、完全撤去をすすめる必要があります。

H29.10.17

中央教育審議会教育振興基本計画部会

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過」に係る意見書

公益社団法人 全国学校栄養士協議会

会 長 長島 美保子

児童生徒の食をめぐる社会環境の変化から、栄養摂取の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れ、食生活に起因する生活習慣病、食物アレルギー等が大きな課題となるとともに、食の安全性の確保や食料自給率の向上、食品ロスの削減、また食文化の継承など、国として取り組んでいかなければならない社会課題が山積している。

医療体制の充実・医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されているが、この長い人生を豊かに生きるためには、心身ともに健康であることが必須であり、現状よりもさらに健康寿命の延伸が望まれる。

健康な体を支えるのは、何よりも食であり、これらの課題を踏まえて、教育政策の中にしっかり位置付けられた食育をすべての学校において取り組み、健康で活力に満ちた国民を育成することが重要であると考えている。

第3期教育振興基本計画の中に、食育の重要性については明記していただいているところであるが、具現化を目指し、本会からの意見を述べさせていただきます。

1. 「第1部Ⅱ 教育をめぐる現状と課題」について (P6～)

現行計画の進捗状況を踏まえた課題として挙げられている「子供の体力の昭和60年頃の水準の確保や朝食欠食への対応など健康の確保や体力の向上」において、食の果たす役割は極めて大きいと考える。また暴力行為やいじめなどの他者を思いやる心の欠如などの課題についても、食育を通じて子供たちに生命を尊重する態度を養うなどの取組も重要ではないかと考える。

さらに、社会経済的な課題として子供の貧困があるが、栄養バランスに配慮した学校給食の提供は、経済的に苦しい児童生徒の健康を支えている現状がある。また、これらの児童生徒に健全な食生活を営むことができるような力を培うためにも、学校給食を活用して食に関する実践的な指導等を行う食育が果たす役割は大きいと考える。

すべての学校において学校給食が実施されるとともに、栄養教諭を中核として、質の高い食育が行われることが必要である。

2. 「第1部Ⅲ 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項」について (P16～)

人生100年時代をより豊かに生きるための心身の健康は、子供のころからの食習慣や生活習慣を基盤として、食や健康に関する知識や判断力、健康な生活を送ろうとする自己管理能力の醸成の上に成り立つものであり、教育課程に確実に位置付けた食育の充実が何よりも大切であると考えている。

また、健康な心身の育成や食や健康に関する知識や判断力は、生涯を豊かに生きるという自己のためのみならず、健康な社会づくりや地域社会のために貢献できる人材の育成にもつながる。

3. 「第1部Ⅳ 今後の教育施策に関する基本的な方針」について

(1) 「1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」について

○ 「確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等」に果たす食育の役割 (P19)

子供たちが、将来に夢と希望を持ち、可能性に挑戦するためには、健康な体が基盤となる。それには、若年期からの食育が担うところが大きい。

確かな学力はもとより、心身の健やかな成長、豊かな心を育むに当たって、食は不可欠であり、従来から言われているように、知育・徳育・体育を支える根幹に食育がある。

今回の「審議経過」においては、健康の維持増進や意欲・気力といった精神面の充実のため、教育段階に応じた体力の向上、健康の確保とともに、食育の重要性が記述されており、大変意義深い。

これを踏まえて、教育政策として、各学校における食育を具体的に推進できるよう更なる手立てを講じていただくようお願いする。

(2) 「4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」について

○ 「家庭の経済状況や地理的条件への対応」に果たす食育の役割 (P25)

子供の貧困が言われる中、家庭で十分な栄養の確保が難しい子供もおり、学校給食が唯一の健康に配慮された食事となっている場合がある。

生活上の困難解決に向けた支援や必要な栄養摂取が十分でない子供への支援

等を進めていく上で、子供の貧困対策のプラットホームとしての役割を担う学校において、学校給食の果たす役割は極めて大きい。

他方、全国的には学校給食が未実施のところもあり、完全給食の実施率は、小学校98.5%、中学校82.6%である。国の第3次食育推進基本計画では、中学校給食の推進をあげ、5年間で90%以上の実施率に高める数値目標を掲げている。すべての義務教育諸学校において学校給食が実施されるとともに、栄養教諭を中核として、学校給食を活用した食に関する実践的な指導等を行う質の高い食育が行われ、食を通して子供たちによりよく生きる力を身につけることが重要である。

また、学校給食は家庭の食事の手本となるよう配慮された内容となっており、給食を通して、献立のレパートリーや栄養バランスの取れた食事について、家庭への情報発信を行うことにより、家庭における食生活・食習慣の改善を促すことができる。

(3) 「5. 教育政策推進のための基盤を整備する」について

○「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等」(P27)

児童生徒を取り巻く諸課題は多岐にわたるが、特に、食物アレルギー等の健康課題は、学校全体で対応していくことが重要である。学校長のリーダーシップのもと栄養教諭・養護教諭が中核となって組織体制を機能させることが重要である。些細な見落としが命の危険も及ぼす重大なことにつながるので、栄養教諭・養護教諭のみならず、すべての教職員が食物アレルギー等への対応について共通理解を図るとともに、学校内のみならず関係組織・機関との連携調整が必要である。

栄養教諭は、学校における食に関する取組の中核としての役割を担っているところであり、栄養教諭の専門性を十分発揮できるよう配置や業務の適正化について検討をお願いしたい。特に、1校1名の配置とはされていない現在の配置定数基準では十分な対応が難しい現状があり、御検討いただきたい。

4. 「第2部 今後5年間の教育施策の目標と施策群(案)」について

政策の目標と具体的な施策を総合的・体系的に示されたロジックモデルによって、教育のつながり・目指す方向をよく理解できた。客観的根拠(エビデンス)に基づき成果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案にいかすサイクルは、大変有意義なことと考える。ここでは、直接、関連する施策群について意見を述べる。

(1)「1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」
について

目標 (3) 健やかな体の育成

○「学校保健・学校給食、食育の充実等」における測定指標候補について (P39)

測定指標候補として、「朝食を欠食する児童生徒の割合の改善」があげられているが、朝食を食べる・食べないだけでは、子どもの食への意識の変化が見えにくい。

第3次食育推進基本計画においては朝食欠食0%が求められていることから、この指標に加えて、例えば、「栄養バランスを考えた食事をとっている児童生徒の割合」のように、食に関する意識の改善が把握できるような指標が設定できないか検討していただきたい。

○学校全体での食育の推進について (P39)

子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各教科等を通じた食育を推進するとともに、学校給食を活用した実践的な指導を行うことが重要である。

また、給食の時間における指導は、子供たちが自らの役割を自覚しつつ協力して、給食の準備から会食、後片付けまでの一連の活動を行うことにより、高い教育効果をもたらしている。さらに、食物アレルギー等の課題を抱える子供に対してはきめ細かな対応が必要である。

各学校においては、校長の下、組織的に食育を推進する体制を整備するとともに、実際の指導等を担う学級担任等は、栄養教諭と密接に連携し、年間を通じた指導等を行うことが重要である。

(2)「5. 教育政策推進のための基盤を整備する」について

目標 (16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等 (P63)

○食育の中核を担う栄養教諭の配置を進めていただきたい。

栄養教諭の職務は、学校教育法において「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」と規定され、食に関する指導と学校給食管理を一体のものとして行う教員である。栄養教諭について、学校教育法第37条第2項において、「置くことができる」教員として位置づけられており、現行の配置定数の算定基準にお

いては、一人の栄養教諭が本務校とあわせ複数校を抱えることになり、すべての児童生徒に対して食育を行うことが困難な状況にある。(別添資料参照)

栄養教諭は、給食時間の指導はもとより、体育(保健体育科)、家庭(技術家庭科)や学級活動など学校教育活動全体を通じて行う食に関する指導に、学級担任等と連携して積極的に取り組んでいる。また、生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応、偏食・やせ・肥満傾向・スポーツをする児童生徒への食事指導など、専門性を発揮した個別指導を行っている。学校では、養護教諭、学級担任等と、また外部では主治医、専門医等との連携のもと、保護者に対する助言など家庭への働きかけも行っている。

さらに、学校給食の教育的役割を引き出しながら、地域の生産者を学校に招くなど連絡調整の役割も果たしつつ、学校・家庭・地域との連携を図る活動も行っている。

このような取組を通して、すべての子供たちに、正しい食の知識や選択する力、望ましい食習慣や健康でしなやかに生きる力を身に付けさせるため、すべての学校において、栄養教諭を中核として、一定水準の食育が行われるような体制を整えることが重要である。

そのために栄養教諭の配置定数基準を改善して頂きたいと考える。さらに将来的には、すべての学校において、栄養教諭が配置されるよう願っている。

<別添資料>

公立義務教育諸学校標準法における

栄養教諭及び学校栄養職員の配置定数

※義務教育諸学校標準法においては、栄養教諭と学校栄養職員とを合わせて配置定数が算定されており、栄養教諭のみの配置定数が示されていない

①単独給食実施校

- ・学校給食を受ける児童生徒数が550人未満 →4校に1人
- ・学校給食を受ける児童生徒数が550人以上 →1校に1人
- ・550人未満の給食実施校が3校未満の市町村→市町村に1人

②共同調理場

- ・共同調理場に係る学校の児童生徒数が1500人以下 →1場に1人
- ・共同調理場に係る学校の児童生徒数が1501人から6000人→1場に2人
- ・共同調理場に係る学校の児童生徒数が6001人以上 →1場に3人

中教審「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」

(以下「審議経過」)への全日本教職員組合の意見

2017年10月13日

全日本教職員組合

中央執行委員長 中村 尚史

全教は、教育振興基本計画そのものが、時の政府による教育介入をすすめる意図をもって改悪教育基本法第17条に位置付けられたものであることから、第1期教育振興基本計画策定時から反対の立場を明確にしてきました。第3期教育振興基本計画策定にあたってはその立場を表明した上で、計画の策定を行うならば、①政府は教育に対し介入しないことを原則とすべきであること、②ゆきとどいた教育をすすめるため、子どもと学校の実態をふまえた教育条件整備に限定すること、の2点を求めるものです。

1. 政府は教育に対し介入しないことを原則とすべきであり、その観点から、「審議経過」は以下の重要な問題点を持っていることを指摘します。

(1)教育のあり方は、子どもの実態を深くリアルにとらえ、そこから検討されるべきであるにもかかわらず、全体として国家や一部グローバル企業が求める「人材」づくりをすすめるものとなっていること。

中教審「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」(以下「審議経過」)は、「I. 教育の普遍的な使命」において、「次世代までを長期的に見通した社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展を目指していくこと」を掲げ、「個人の資質・能力を最大限伸張し、生産性の向上により経済成長を図る」などと示しています。また、「教育をめぐる現状と課題」として「急速な技術革新」や「グローバル化の進展と国際的な地位の低下」等をあげて、「グローバルに活躍する人材の育成」「イノベーションを牽引する人材の育成」を掲げています。全体として、国家や一部グローバル企業の求める「人材」づくりを強調するものとなっていることは、重大な問題です。

教育のあり方は、子どもの実態を深くリアルにとらえ、そこから検討されるべきものです。例えば、警察庁の統計では、日本全体の自殺者数が減少傾向にある中で、小中高校生の自殺は毎年300人前後を推移し減っていない実態があります。また、「自分のことが好きになれない」「自分のことを受け止めてもらえず、常に他者に攻撃的な態度をとる」等、身近な人間関係や社会からの排除により、基本的信頼を託すことのできる他者を喪失していると同時に、つねに他者との競争にさらされる中で、自分自身への信頼や希望を奪われている実態があります。また、「近年、常にそわそわして落ち着きがないと言われる子どもが増えたり、疲労感をため込む子どもが増えている。子どもたちの体がおかしくなっているのではないか」との声が学校現場から聞かれます。今必要なのは、こうした子どもの

変化の原因をさぐり、どのような背景があるのか分析することです。貧困と格差の拡大が子どもたちに大きな影響を及ぼしている実態もあります。その実態から教育のあり方をさぐり、ひとり一人の成長・発達を保障するための教育条件整備こそ求められます。

しかし、「審議経過」は、国家や一部グローバル企業の求める「人材」づくりを強調する一方、子どもたちの育ちや学びについての分析や課題整理は極めて不十分であり、子どもたちの実態から出発したものとなっていないと言わざるを得ません。成長・発達する主体は一人ひとりの子どもであり、学ぶ権利はそのために保障されるものです。教育は国家や社会のその時々の特定の目的のためでなく、国民一人ひとりの「人格の完成」のために行われるべきです。

(2)「指標」が、自己目的化し一人歩きして、教育の歪みにつながる危険性があること。

「審議経過」は、平成30年度から平成34年度までの5年間における「目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標」（以下、「指標」）を示しています。国が「指標」を示すことは、国家や一部グローバル企業の求める「人材」づくりをすすめる政策誘導のための道具と言わざるを得ません。「審議経過」は「指標」について、「その数値の達成が自己目的化され、本来の目指すべき状況との乖離や望まざる結果を招かないよう、十分に留意することが必要」としています。しかし、結果として各地方自治体や各学校では「指標」が自己目的化し、一人歩きして、教育の歪みにつながる危険性があります。例えば「全国学力・学習状況調査」は、その都道府県別平均正答率を公表することで各都道府県の順位が示され、各地方自治体では「県の教育目標に『全国〇〇位をめざす』などを入れる」「平均正答率を下回る学校には特別な指導を行う」「3月から過去問題のドリル指導がくりかえされている」などの実態が全国に蔓延しています。

また、「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善」等の「指標」は子どもたちの内面を数値化し、ひいては序列化につながる危険性を持ちます。国が子どもたちの内面の価値基準を示すことは、心の中まで踏み込み、管理することにつながります。

さらに、「地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善」「家の人と学校での出来事について話をしている児童・生徒の割合の改善」等の「指標」は、国が地域・家庭のあり方に特定の価値を「指標」として持ち込み、押しつけることにつながります。各地方自治体や学校・地域・家庭に対し、国がそのあり方＝「指標」を示し、評価することが危惧されます。

(3)競争と管理の教育をいっそう推進するものとなっていること。

日本の教育制度は国連子どもの権利委員会から「過度に競争的」であると再三勧告されてきたにも関わらず、「審議経過」は、現状を改善するどころか「これまでの取組の成果」に「我が国が引き続き世界トップレベルであること」をあげるとともに、「測定指標候補」に「各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持」をあげています。また、「全国学力・

学習状況調査」の継続実施を掲げるなど、子どもたちをいっそう競争に追いやるものなのです。競争の教育は、生活と学びの個別化・分断化をすすめ、排他的な競争意識や自己への不信感を拡大します。そのことが「自己肯定感」の低さにもつながっているのではないのでしょうか。ただちに「全国学力・学習状況調査」を中止するなど、競争主義的な施策を排するべきです。

2. すべての子どもたちの成長を保障する教育をすすめるため、子どもと学校の実態をふまえた教育条件整備に限定し、具体的な計画を立案し実施することを求めます。

第1期教育振興基本計画は、「教育投資」の方向として「OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である」としています。第2期教育振興基本計画は、教育予算の増額について、「OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし（中略）必要な教育投資を確保していくことが必要である」としています。

しかし、「審議経過」は、公財政支出などの「教育投資」のあり方についていっさい触れていません。「国際的な教育政策の動向」等、様々な教育指標において OECD 諸国との対比を行い「指標」を押しつけながら、肝腎なその基盤となる「教育投資」についての言及を回避することは行政の責任放棄と言わざるを得ません。まず、OECD 諸国平均並みの公財政支出を行うことを示すべきです。

父母・保護者、子どもたちの切実な願いである、教育の各段階での無償化や教育費の負担軽減について、「高等学校段階に係る教育費について、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高等学校等奨学給付金による負担軽減を図る。高等教育段階に係る教育費について、（中略）貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与、給付型奨学金制度や所得連動返還型奨学金制度を運用する」としています。中・高等教育段階での「無償教育の漸進的導入」に関わる国際人権規約社会権規約13条2項（b）（c）の留保撤回をふまえ、高等教育を受ける権利を人権・社会権として捉え、国がその義務を負う観点から、すべての子どもたちを対象に継続的に推進することが重要です。教育の無償化を、国の責任において人権・社会権の実現として推進することを明確に示すべきです。

また、基本方針「教育政策推進のための基盤整備」の主な施策群「教職員指導体制・指導環境の整備」において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備」をかかげていますが、父母・保護者、国民の切実な願いである教職員定数改善や35人以下学級の実施について触れていないことは重大な問題です。教職員定数改善や35人以下学級の実施によって、子どもたちとていねいにかかわることができ、子どもの実態に対応した指導が可能になり、子どもたちとのふれあいが一層密になるという利点があることは明らかです。自他に対する基本的信頼感を持たず、他者との関係からの孤立や排除への不安・恐

怖を抱えている子どもたち一人ひとりを受け止め向き合うためには、教職員定数改善と35人以下学級の実施が不可欠です。

教職員の長時間過密労働の解消は、文部科学省も示しているように「看過できない」課題です。しかし、「審議経過」では「日本の教員は、(中略)負担も大きいことが指摘されている」とし、「測定指標候補」に「1週間当たりの学内総勤務時間の短縮」等が示されるのみで、「今後、中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会での審議を踏まえ、追記を検討」として根本的な改善の方向は示されていません。

ILO/UNESCO「教員の地位に関する勧告」は「教員の労働条件は、効果的な学習を最もよく促進し、教員がその職業的任務に専念できるものでなければならない」(8項)、「教員は価値ある専門家であるから、教員の仕事は、教員の時間と労力が浪費されないように組織され援助されなければならない」(85項)と謳っています。子どもたちの笑顔輝く学校づくりのためには、教職員が専門性を発揮し、ゆとりを持って教育活動をすすめることができる職場環境を構築することが重要です。深刻さを増す長時間過密労働の背景には、学力テスト体制などの過度な競争主義や、管理と統制の教育があります。教育条件整備も含めて、抜本的に教育政策を転換することが求められます。

全教は、すべての子どもたちの成長を保障するゆきとどいた教育をすすめるために、国の責任による35人以下学級の実施、教職員定数の抜本的改善、給付制奨学金制度の拡充、権利としての教育の無償化、特別支援学校設置基準の策定などの教育条件整備こそ直ちに計画し実施することを求めます。

2017年10月11日

文部科学省生涯学習政策局政策課 殿

公益社団法人日本図書館協会

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」
への意見

■分類番号②：「ロジックモデル」「1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」の2ページ目、「地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」

【意見】「図書館等社会教育施設による地域の教育力の向上、学校と・・・」の形で、「地域の教育力」を具体的に明示していただきたい。

【理由】分類番号⑩の理由に挙げた趣旨と同様です。

■分類番号⑥：「IV 今後の教育政策に関する基本的な方針」

【意見】図書館等社会教育施設の重要な機能を具体的に明記してください。

「3. 生涯学び、活躍できる環境を整える」（障害者の生涯学習の推進）p.25

図書館ネットワークの活用などを通して、図書館は障害者の学びの機会を広げる機能を持っています。図書館等社会教育施設への言及が必要です。

「4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」（家庭の経済状況や地理的条件への対応）4番目の○「図書館等社会教育施設を中核とする地域の多様な教育資源を効果的に活用し」という形で明記していただきたい。 p.26

「書店なし自治体」が政令指定都市の中にも生まれ始めている中、図書館の存在は市民生活の知的基盤を支えるインフラの一つとして重要性を増しています。

「5 教育政策推進のための基盤を整備する」（安全・安心で質の高い教育研究環境の整備）5番目の○「質の高い学び・・・」について、「多様な学習機会の提供や社会教育施設等の」を「多様な学習機会の提供や公民館・図書館等の社会教育施設等の」という形で図書館を明記していただきたい。 p.29

■分類番号⑧：第2部「1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「目標（2）豊かな心の育成」の4番目の○「体験活動や読書活動の充実」2つ目の「・」「子供の読書活動を推進に関する基本計画」の文脈 p.37

【意見】「学校図書館の整備充実や公立図書館と学校の連携」を、「学校図書館の整備充実や学校図書館司書等の人的配置の推進、及び公立図書館と学校の連携」としてください。

【理由】学校図書館における人的整備は地域間・自治体間の格差が大きいという課題があります。子供の読書活動を推進するとともに、人的配置など国の施策として必要な取り組みの重要性を明記していただきたい。

■分類番号⑯：第2部 「3. 生涯学び、活躍できる環境を整える」 「目標(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」 p.52

【意見】100年人生を生きるための図書館の役割について、「○」を一項加えて、明記していただきたい。

「○ 図書館は、人が生まれてから老年期に至る生涯のあらゆるライフステージにおいて、その時期に必要なとされる知識や情報を提供することによって、人々の主体的な学びや仕事・職業、生活を支援する機関であり、人生100年時代の生涯学習の拠点であり、地域教育力の拠点施設として図書館の充実を推進する。」を追加してください。

【理由】今次提示された「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」において、図書館のそのような役割の記述がほとんど見られません。「人生100年時代構想会議」の趣旨に照らしても、この項目の中に、図書館の役割の明記は不可欠です。

■分類番号⑰：第2部 「3. 生涯学び、活躍できる環境を整える」 「目標(11)人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」 p.54

【意見】3番目の○「民間の資金とノウハウも活用した持続可能な社会教育施設の運営」を「施設の複合化や多様な資金調達など持続可能な社会教育施設の運営を検討する」と改めていただきたい。

【理由】「民間の資金とノウハウを活用した社会教育施設の運営」と一括りに記載されていますが、公民館や図書館等の社会教育施設は、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的な運営の点で、一概な民間資金活用の対象としてはなじみません。公民館・図書館等社会教育施設への民間資金の活用の適用は、課題があり、多様でより良い資金調達の検討が不可欠です。

■分類番号⑱：第2部 「3. 生涯学び、活躍できる環境を整える」 「目標(13)障害者の生涯学習の推進」

【意見】1番目の○「学校卒業後における障害者の学びの支援」の項目の中に、「図書館等社会教育施設」を明記していただきたい。p.57

■分類番号⑳：第2部 「4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」 「目標(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応」の3番目の○「地域の教育資源の活用」 p.60

【意見】「また、社会教育施設を活用した読書習慣の定着」を、「また、図書館等社会教育施設を活用した読書習慣の定着」と図書館等を明示していただきたい。

■分類番号②：第2部 「5. 教育政策推進のための基盤を整備する」「目標(16)「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等」の1番目の○「教職員指導体制・指導環境の整備」、2つ目の「・」 p.63

【意見】「教員に加えて、事務職員や、心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）が学校運営や・・・」の文脈を、「・・・、心理や福祉、学校司書等の専門家（専門スタッフ）」とし、学校司書を明記していただきたい。

【理由】学校司書は、事務職員と誤認されがちであるが、学校図書館法の改正により、学校図書館における専門スタッフとして明文化されており、本基本計画でもそのことを明示することは極めて重要です。

以上。



自治体総合施策における地域振興を目的とした図書館事業アンケート
＜集計結果＞

図書館設置自治体数 1,361 アンケート回答数 1,049 (77%)

まちづくり等事業実施自治体数 497(回答数の47%)

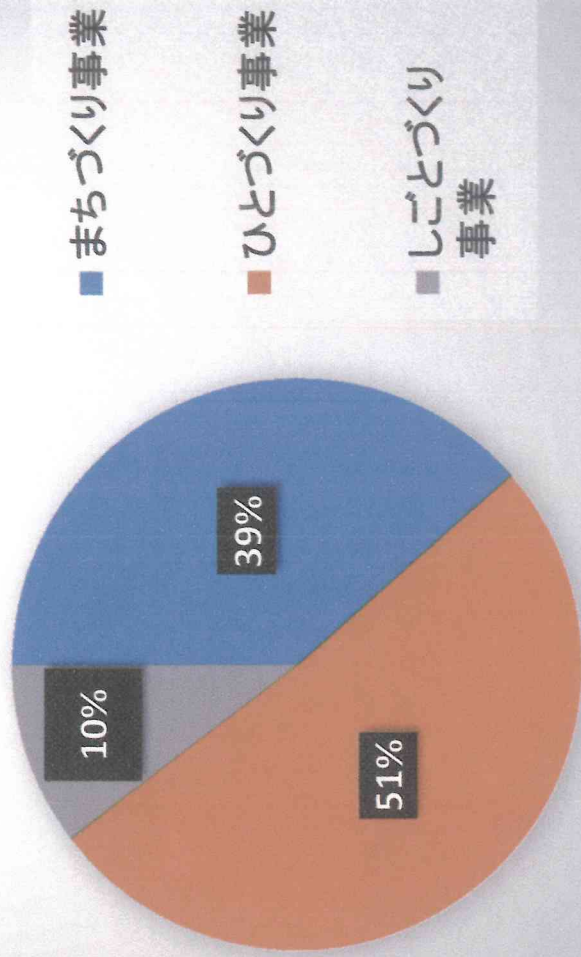
掲載事例事業数 597

まちづくり事業 230(39%)

ひとづくり事業 305(51%)

しごとづくり事業 62(10%)

アンケート集計結果 図書館事業の内訳





まちづくり等事業実施 自治体数

	図書館設置 自治体数	アンケート 回答数	総合計画等 掲載自治体	総合計画等 検討中自治体	うち地方 創生戦略 掲載自治 体数	まちづくり 等事業実施 自治体数	まちづくり等 事業検討中 自治体数
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
北日本	246	191	118	5	12	85	8
関東	408	288	200	6	19	138	10
東海北陸	160	143	98	6	18	69	8
近畿	161	130	90	10	15	63	4
中国四国	177	131	80	4	14	58	13
九州	209	166	103	8	10	84	11
計	1,361	1,049	689	39	88	497	54
		77%	66%	69%	8%	47%	53%
		(②/①)	(③/②)	((③+④)/②)	(⑤/②)	(⑥/②)	(⑥+⑦)/②

まち・ひと・しごと事業例 掲載事例事業数 (内訳)



	まちづくり 等事業実施 自治体数	掲載事例事業数			計
		まちづくり 事業	ひとつづくり 事業	しごとづくり 事業	
北日本	85	25	72	10	107
関東	138	50	75	20	145
東海北陸	69	40	37	2	79
近畿	63	52	21	11	84
中国四国	58	26	42	10	78
九州	84	37	58	9	104
計	497	230	305	62	597
		39%	51%	10%	100%

自治体総合施策における地域振興を目的とした図書館事業例(20例)

県名	市町村名	図書館名	事業名1	事業概要1	事業名2	事業概要2
1	北海道 滝川市	滝川市立図書館	まちなか連携事業・行政連携事業	まちなか連携事業 商店街やイベントなどの情報を紹介するまちなか情報コーナーを常設しているほか、月替わりで個店を取材し、紹介する展示を行っている。行政連携 市役所庁舎内の図書館という特色を活かし、各課のパンフレットを収集・展示・配布するほか、事業や催しを関連資料とともに紹介する連携展示を随時実施している。		
2	北海道 恵庭市	恵庭市立図書館	恵庭まちなか図書館	市内のお店やカフェ、オフイスなどのちよっとしたスペースに店主や経営者、スタッフのお気に入りの本を展示し訪れた人に自由に読んでもらいたい本を通して会話を楽しむ図書館。平成25年から事業を開始し、現在50店舗(H28.8)の登録がある。各店舗で読書に関するイベントの開催をしたり有志の店舗で実行委員会を作り恵庭まちなか図書館のスタンプラリーを実施している。		
3	岩手 紫波町	紫波町図書館	農業支援事業	図書館の企画展示、トークイベントなどを通じて、農業者と消費者、関係団体等が情報交換を行なう場を設けたり、児童を対象とした図書館に隣接する産直での販売体験への協力や、農業初心者でも親しみやすい農業資料の提供を行なっている。また、テーマベースの活用促進のための操作講習会を実施した。	農業支援サービス	ビジネス支援サービスの一環として「図書館は小山の農業を応援します！」をキャッチフレーズに「農業支援コーナー」を実施したり、「おやまブランド特産品コーナー」では小山の特産品・加工品を集めて紹介しています。また、小山市の農産物や特産品を一元的に把握できるHP「おやま地産地消ライブラリー」を公開しています。
4	栃木 小山市	小山市立中央図書館	図書館ビジネス	展示ケースとパネルを市内の会社に開放し、「発見！小山ゆかりの起業展」を実施して公益財団法人栃木県産業振興センターの協力を得ながらこれまで25社の展示を実施しています。	農業支援サービス	「発見！小山ゆかりの起業展」を実施して公益財団法人栃木県産業振興センターの協力を得ながらこれまで25社の展示を実施しています。
5	長野 塩尻市	塩尻市立図書館	信州しおじり本 の寺子屋事業	出版、書店、図書館、作家が連携し、地域の住民を対象に、出版が社会に与えている影響や出版の課題について理解を深め、本の可能性や魅力を考える事業。住民の生活の中に本の魅力や可能性を再認識し、読書を習慣化しようとするものでもある。さらに、中心市街地に立地している塩尻市市民交流センターを舞台として事業を行うことにより、商店街のある中心市街地での文化事業をおこなうことにより、集客力のある地域のある事業と位置づけ、本誌の地域振興を行うものである。		
6	長野 下條村	下條村立図書館	小学生図書館ボランティア	子どもたちに土曜日の受け皿をつくる活動の一環として、毎土曜日、公立図書館にて小学生が小さい子ども達に読み聞かせを実施。司会進行も行き、必要な図書館の仕事も手伝う。	陽阜（ひさわ）郵便局によるPOSTミニ図書館	村内の局にて常時200円の本を利用者に貸出。図書館の分館的な役割も果たす。
7	富山 南砺市	南砺市立中央図書館	地域振興に役立てる図書館事業	当館は南砺市福光地域の中心市街地に立地しており、旧シヨッピンセンター跡を回収してH22年4月に開館。地元商店街、商工会、各種団体と連携して次のような事業を実施し、街中の賑わいづくりに役立てている。百練市のスタンプラリーのチェックポイントに図書館がなっている(年2回)、7月下旬に開催される「福光ねつおくり七夕祭」の期間中、開館時間を午後8時まで延長、福光まちなか文化祭の1会場として、「商店主が薦める1冊」の実施等に協力、地元出身の政治家(松村謙三)や戦時中、福光に疎開していた世界的版画家(棟方志功)に関する資料を収集・保存し、地元の各種団体と連携して、企画展示等を実施している。		

自治体総合施策における地域振興を目的とした図書館事業例(20例)

県名	市町村名	図書館名	事業名1	事業概要1	事業名2	事業概要2
8	愛知 田原市	田原市中央図書館	行政支援サービス	1、レファレンス 新聞記事検索や企画立案に関する文献調査など、業務に関する調べ物のお手伝いをします。 2、複写 業務に必要な図書館資料について、著作権法の範囲内でコピーを提供します。 3、団体貸出 業務に必要な図書館資料を、配達・回収します。必要に応じて、図書館員が選書も行います。 4、政策・イベントのPR展示 政策・イベントのPRやパブリックコメントの意見募集など、図書館内で関連展示を行います。		
9	京都	京都府立図書館	「知的な交流の場」の創設	NPOや自己学習グループなどのコミュニティ、各大学のゼミ等、他の機関や団体との連携による交流を推進し、未 来志向で議論し発表する場として展開。		
10	大阪府	大阪府立中之島図書館	ビジネス関連セミナー・講座・連携事業等	ビジネス・資格・情報活用等に関するセミナーなどを開催し、経営・起業・創業・企画立案・営業、キャリアアップ、就職・転職などのビジネスに役立つ情報を提供している。	経営・起業相談会	大阪中小企業診断士会と共催し、経営・起業に関する相談会を行っている。第1水曜日と第3土曜日に開催。
11	大阪	豊中市立岡町図書館	「北摂アーカイブス」	市民ボランティア「地域フォトエディター」が地域の記録(写真)を収集、デジタル化しキャプションをつけてweb上で公開している。「地域情報アーカイブ化事業実行委員会」事務局でもある図書館がプラットフォームを提供し、市民が地域の歴史に興味を深める機会としている。		
12	兵庫県	伊丹市立図書館	ことば蔵交流事業	公園のような図書館」を基本コンセプトとし、交流スペースや展示施設も充実している。交流フロア運営会議を中心に、市民の力を最大限に取り入れた事業を実施。 交流事業例(一部)： ①ミュージック蔵部 毎月第1木曜日の図書整理日(図書コーナー利用不可)に、普段音が出せない図書館で、音遊びをテーマにした事業を次の通り開催している。ダンス、リトミック、中学生による軽音楽、邦楽演奏など。 ②カエボン部活動 月1回、「カエボン」の部活動を実施。テーマに応じた本を1冊お持ちいただき、参加者みんなで本の内容などを話すだけといった気軽なもの。公民館とも連携。 ③コトパーシティ英語読解講座 コトパーシティとは「ことばユニバーシティ(大学)」を掛け合わせた造語。「英語楽習」をコンセプトとし、日本の名作の英語版などをテキストにしたユニークな講座。全12回。 ④いたみ文芸ことそうし 自作の文章(短編小説、詩、童話など)を持ち寄って、参加者みんなで読みあひ、感想や意見を交わして、よりよいものへと仕上げてください		
13	鳥取	鳥取県立図書館	図書館ビジネス支援推進事業	図書館のビジネス支援機能を紹介するセミナーや広報活動等を実施し、県民、特に企業関係者、産業界支援機関にPRする	講演会「図書館を活用した企業支援の可能性」の開催	産業界支援機関職員、図書館関係者、行政担当者等を対象に、図書館を活用した企業支援を考える講演会を開催

自治体総合施策における地域振興を目的とした図書館事業例(20例)

県名	市町村名	図書館名	事業名1	事業概要1	事業名2	事業概要2
14	和歌山 有田川町	有田川町立金屋図書館	有田川町絵本コンクール	有名絵本作家、出版関係者を審査員として絵本コンクールを年に1度開催。プロアマ問わず作品応募可能。「絵本のまち、有田川町」のPR、また絵本作家の新人育成につなげる。	えほんマルシェ	「絵本のまち、絵本が日常になる1日。」をコンセプトに数々の絵本作家や個性的なお店を招き、イベントを通じて交流や家族ササエの場づくりを行うことにより「絵本のまち」を町内外にアピールする。
15	広島 広島市	広島市立図書館	ビジネス支援サービス	①館内に「ビジネス支援情報コーナー」、「高校生のための職業ハッケン!!!コーナー」等を設置。 ②広島県中小企業診断協会と共催で「ビジネス相談会」を開催。また、広島市中小企業支援センターと共催で「創業アカデミー」を実施。 ③日本政策金融公庫と共催で「創業応援フェスタ」や高校生対象の「ビジネスプラン作成講座」等のセミナーを開催。		
16	広島 東広島市	東広島市立中央図書館	酒コーナーの設置	当市は江戸時代から酒造が盛んな地域であることから、中央図書館に酒コーナーを置くことと同時に、日本酒関連の資料を積極的に収集し、貸出・閲覧用に提供している。	市関連部局などと連携した情報提供	市の広報担当と連携をとり、市が重点的に取り組もうとしている事業に関連する資料を展示・貸出している。また、市では産学官連携によって生まれた中小・ベンチャー企業等の優れた製品を「東広島発!ものづくり逸品」として認定しているが、図書館ではこれらの活動の紹介や、商品の展示を行い、地域の産業の活性化に協力している。
17	福岡 福岡県立図書館	福岡県立図書館	子育て女性の出張就業相談	毎月第3木曜日、子育て女性就職支援センター(福岡)の女性就業アドバイザーが子育て中の女性のために就業相談を行っている。具体的な就職先の相談だけでなく、「そろそろ働きたいけれど、何から始めればよいかわからない」といった相談も受け付けています。	70歳現役セミナー 「定年からはじめるボランティア」	「ボランティアをやってみてみたい」「興味はあるけど、いまいちよくわからない」「何かやってみたいけど、気になる活動が見つからない」という方におススメのセミナー。福岡で活動中のNPO・ボランティア団体の方が活動を紹介している。
18	福岡 宇美町	宇美町立図書館	地域文庫開設支援	小学校区のコミュニティ運営協議会や自治公民館、老人センター町立保育園での文庫活動を支援する。定期的な図書を選書し配布する。また、文庫活動の方法や援助や出前おはなし会の開催なども実施する。	読書ボランティア育成講座及びボランティア団体連絡会議	地域や学校で活動する読書ボランティアの養成講座(初級、中級編)を開催するとともに町内の読書ボランティアの情報交換や共同した取組を促進するために連絡会議を開催する。
19	佐賀 伊万里市	伊万里市民図書館	家読推進事業	「本を読む」「本を読んでもらう」ことで本と出会い、人生観・社会観に広がりを持った子ども達が、本が大好きになり、生涯にわたり「本と親しむ」「本で調べ学習する」「表現する」「臼杵の歴史や先人と出会う」などの読書活動を継続できるよう、市民総ぐるみの読書活動を推進します。「家族ふれあい読書」を推進して、親子・家族のコミュニケーションを深める。学校を通じて家族同士をつなぐ「リレーうちどく」や、地域住民を交え世代間交流のきっかけとなる「家読フェスティバル」を開催し、「読書のまちづくり」を目指している。		

自治体総合施策における地域振興を目的とした図書館事業例(20例)

県名	市町村名	図書館名	事業名1	事業概要1	事業名2	事業概要2
20	宇佐市	宇佐市民図書館	横光利一俳句大会 事業	宇佐市ゆかりの作家・俳句に親しんだことにならなみ、俳句の全国募集を行い、選考委員による選考、入賞者に対する表彰式、作品集の発行、関連資料の展示会などを行う。平成11年度より毎年実施。	宇佐学顕彰事業	宇佐ゆかりの先人や歴史・文化などを子供たちにもわかりやすく伝えるため、マンガ本を出版し出版記念行書や関連資料展を行う。『相撲の神様・双葉山』『幕末の實来一族・飛騨と惟熊』『石橋王とよばれた男・松田新之助』『宇佐海軍航空隊史』『日本三大疏水の父・南一郎』など5冊を刊行。